

議員発案第1号

水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年 6月26日

提出者	加茂市議会議員	保坂裕一
賛成者	同	浅野一明
	同	亀山重光
	同	山田義栄
	同	茂岡明与司
	同	関龍雄

平成24年 6月29日議決

加茂市議会議長 高橋禧雄

水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書

新潟水俣病は熊本の水俣病の被害拡大を防ぎえず第2の水俣病として、1965年（昭和40年）6月12日に公式発表され、今年の6月で47年目を迎えます。世界最大の公害病である水俣病の被害者は新潟で3千名を超え、熊本・鹿児島では6万名を超える数となり、九州の有明海沿岸、新潟の阿賀野川流域に甚大な被害を与えました。

水俣病公表の半世紀を過ぎた現在でも名乗り出る被害者は後を絶ちません。平成22年5月開始の水俣病特別措置法の申請受付は、新潟では今年4月末で1,395名に上っています。

そのような中、環境省は2月に特別措置法の申請期限を7月末と発表しました。その後、申請者数は3月に84名、4月に69名とそれ以前の月30名前後の2倍以上の大幅増となり、今後の申請者はさらに300名が予測されます。

これら被害者の多くは、水俣病の社会的差別に対する恐れや水俣病そのものに対する無知、無理解から申請手続きをしなかったことによると考えられます。

環境省の「7月末締切」は、こうした多数の潜在被害者の切り捨てにつながり、またしても問題解決を先送りするものです。

水俣病特別措置法は「地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決」を図るため、「救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されること」を、救済の原則にしています。「7月末締切」はこの特別措置法そのものにも反することになります。

新潟水俣病被害者と新潟県民が強く願っている全ての水俣病被害者の救済と水俣病問題の解決に向けて、下記の事項の実現を求めるものです。

記

1. 水俣病特別措置法の申請期限を延長するとともに、恒久的な救済システムを確立すること。
2. 全ての水俣病被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医機関が行う住民検診に協力し、潜在被害者の発掘に努めること。
また、住民健康調査の手法・手段等については、関係者推薦の疫学・社会学・法学等関係者による調査会を環境大臣直属の機関として設け、健康調査を実施すること。
3. なぜ第二の水俣病の発生を防止できなかったのか、行政の立場からしっかり検証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年 6月29日

加茂市議会議長 高橋 禧雄

内閣総理大臣
環境大臣
総務大臣
財務大臣様
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長